

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

リーダー層を核に安全考動改革

「話込み」通じて本質的な活動へ

東レ千葉工場

特集Ⅱ

平成30年度都道府県の重点施策

建設業の労災増加を警戒

東京労働局——現場で危険標識共通化検討へ

ニュース

労働時間把握を義務付け

厚労省 働き方改革法案提出

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2306

5

2018

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 東京会
林社会保険労務士事務所

所長 林 弘嗣

トラックの荷台から落ちて右肩腱板損傷

■ 災害のあらまし ■

53歳のトラック運転手が、荷積み作業終了後にトラックの荷台から地面にバランスを崩しながら落ちた際、四つん這いのような状態で着地したため、右手を突き上げられた状態になり、右肩に痛みを発症し「右肩腱板損傷」と診断され、労災認定された。治癒後、痛みが出たため、「腱板損傷」が再発したとして療養補償給付を申請した。

■ 判断 ■

労働基準監督署長は、当初の事故時にMRI検査がなかったため損傷していたかどうかの証拠が乏しいこと、治癒後の日常生活において軽微な外傷もしくは非外傷でも中高齢者は腱板損傷を生じるものであるから労災認定できないとしたが、労働保険審査会は、落下による負傷が腱板損傷の原因だとして業務上災害として認定した。

■ 解説 ■

肩腱板とは、肩の表面に三角筋という大きな筋肉で覆われた部分の下の層にある骨と骨に挟まれている腱の複合体のことをいい、肩関節を回転させる役割がある。この部分の損傷は、転んで肩を打つような外傷または加齢による腱板劣化により起きる。この腱板損傷は痛みが強く腫れる症状があり、自力では腕を上げることができなくなる。この損傷は外傷によるものと加齢によるものがほぼ同数といわれており、腱板損傷はエコーやMRIで確認が可能である。

このような腱板損傷については、外傷性によるものであれば労災認定され、それ以外の加齢によるものと考えられる場合は労災認定されないのが一般的考え方であるが、原因かはっきりしない場合が多い。

第267回

今回の場合は、労働基準監督署および労働者災害補償保険審査官が外傷性によるものではないと判断し、労災認定しなかったものを、再審査請求において労働保険審査会が業務による外傷を起因とする労災として認定したケースである。

本件は、業務中に「右肩腱板損傷」を発症したものであり、業務遂行性については問題ないが、再発が最初の事故時の「右肩腱板損傷」に起因しているのか治癒後の加齢に起因しているのかがポイントになる。

労働基準監督署長は、「一般的に、腱板損傷は中年以降に発症し明らかな外力がなくても生じ、軽微な外傷もしくは非外傷の状況下でも日常生活において生じるものであり、負傷直後の受診時に確定診断のためのMRI検査を施行しておらず、負傷後5か月のMRIで腱板損傷は確認されたが、今回の労災が腱板損傷を引き起こした原因と考えるには十分な証拠に乏しく労災認定できない」とした。すなわち、当初の腱板損傷自体がはっきりしないこと、治癒後の腱板損傷は業務に起因するのではなく日常的な加齢などにより発症したとの考えである。

これに対し、労働保険審査会では、「判断するのに必要な調査を行い、必要な意見を求め決定するものである」とし、主治医に右肩腱板損傷の状態の仕事への従事が可能かにつき確認したところ、主治医は、「MRI検査での腱板損傷の状態はひどい状態で、患者の話から生活もかかっていたので痛みを我慢していたと思う。このため、運転はなんとかできて荷物の上げ下ろしでは右肩をかばいながら左肩に無理をかけて作業していたと思われる。また、負傷を伴わずに摩耗による腱板損傷は、60～70代では考えられるが、50代で負傷を伴わずに摩耗による腱板損傷は経験上特異体質が



原因であった」と回答した。

この聴取内容および最初の負傷から再発までに業務以外で右肩を負傷している事実が認められないことから、荷台より飛び降りたときに腱板損傷し再発したと認めるのが妥当とし、労災認定した。

腱板損傷は、荷揚げや建具工事等腕の上にあげる職種に起きやすく、原因がはっきりしない場合が多い。腱板損傷の診断があった場合は、業務中に何らかの負傷があったことが明確であり、加齢によるものではない（50代くらいまで）場合は労災として認定上の問題はないであろう。

一方、業務中の負傷が明確でない場合や加齢によることがはっきりしている場合は、認定されるのは難しいだろう。原因が外傷によるものかどうかを確認し可能性がありそうな場合は、医師に検査をしてもらったうえで労働基準監督に判断を仰ぐようにすべきである。

今回のケースは、労働基準監督署、労災保険審査官では認められなかったが、労災保険審査会でようやく認められた。粘り強く証拠を提示し、労災認定へつなげていくことが必要である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp